

○ 総務省令 第八十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十四条の規定に基づき、電気通信事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業会計規則の一部を改正する省令

電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
附 則		附 則	
「1 略」		「1 同上」	
2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、 <u>第五条第一項第九号から第十一号までの規定は、適用しない。</u>		2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、 <u>第五条第一項第九号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。</u>	
3 前項の規定により <u>第五条第一項第九号から第十一号までの規定が適用されないこととなる間、事業者は、<u>第十六条</u>の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。</u>		3 前項の規定により <u>第五条第一項第九号、第十号及び第十一号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、<u>第十七条</u>の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。</u>	
別表第一（第5条、第6条及び第15条関係）		別表第一（第5条、第6条及び第15条関係）	
勘 定 科 目 表		勘 定 科 目 表	
資 産		資 産	
固 定 資 産		固 定 資 産	
科 目	備 考	科 目	備 考
[略]		[同左]	
3 投資その他の資産		3 投資その他の資産	
[略]		[同左]	
長期貸付金	期限が決算期後1年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定するものをいう。以下同じ。）、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）	長期貸付金	期限が決算期後1年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定するものをいう。以下同じ。）、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）
[略]		[同左]	
[略]		[同左]	
別表第一の二（第5条及び第6条関係）		別表第一の二（第5条及び第6条関係）	
勘 定 科 目 表		勘 定 科 目 表	
資 産		資 産	
流 動 資 産		流 動 資 産	
[略]		[同左]	
固 定 資 産		固 定 資 産	
科 目	備 考	科 目	備 考
[略]		[同左]	

3 投資その他の資産		3 投資その他の資産	
[略]		[同左]	
長期貸付金	期限が決算期後1年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定するものをいう。以下同じ。）、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）	長期貸付金	期限が決算期後1年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定するものをいう。以下同じ。）、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）
[略]		[同左]	
[略]		[同左]	
別表第二（第5条、第6条、第15条及び第18条関係）		別表第二（第5条、第6条、第15条及び第18条関係）	
財 務 諸 表 様 式		財 務 諸 表 様 式	
[様式第1～様式第3 略]		[様式第1～様式第3 同左]	
様式第4		様式第4	
個 別 注 記 表		個 別 注 記 表	
事業者名 _____		事業者名 _____	
年 月 日から		年 月 日から	
年 月 日まで		年 月 日まで	
[1～4 略]		[1～4 同左]	
<u>5</u> 会計上の見積りに関する注記		[新設]	
<u>6～22</u> [略]		<u>5～21</u> [同左]	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。		1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。	
(1) 会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表 <u>1、5、6、8、9及び11から19までに掲げる事項</u>		(1) 会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表 <u>1、5、7、8及び10から18までに掲げる事項</u>	
(2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 <u>1、5、6、15及び19に掲げる事項</u>		(2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 <u>1、5、14及び18に掲げる事項</u>	
(3) 会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 <u>15に掲げる事項</u>		(3) 会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 <u>14に掲げる事項</u>	
(4) 持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 <u>1、5、6及び8から19までに掲げる事項</u>		(4) 持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 <u>1、5及び7から18までに掲げる事項</u>	
[2・3 略]		[2・3 同左]	
4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。		4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。	
[(1)～(3) 略]		[(1)～(3) 同左]	

(4) 収益及び費用の計上基準（事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。）

〔(5) 略〕

〔5・6 略〕

7 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- (2) 当該事業年度に係る計算書類の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

8～11 〔略〕

12 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

〔(1)～(3) 略〕

- (4) 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

〔(5) 〔略〕〕

13～17 〔略〕

18 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

- (1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第19号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

〔ア～ウ 略〕

〔(2)～(8) 略〕

19 〔略〕

20 〔略〕

21 〔略〕

22 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第55号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

(4) 収益及び費用の計上基準

〔(5) 同左〕

〔5・6 同左〕

〔新設〕

7～10 〔同左〕

11 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

〔(1)～(3) 同左〕

〔新設〕

〔(4) 〔同左〕〕

12～16 〔同左〕

17 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

- (1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

〔ア～ウ 同左〕

〔(2)～(8) 略〕

18 〔同左〕

19 〔同左〕

20 〔同左〕

21 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

23 [略]

24 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が4に掲げる注記すべき事項と同一であるときは、次に掲げる事項の注記を要しない。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

25 その他の注記は、3から24までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

[様式第5 略]

様式第6

関係会社投資明細表

事業者名 _____
年 月 日から
年 月 日まで

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

8 前2号の規定は、関連会社（会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）について準用する。

[9～11 略]

[様式第7～様式第18 略]

別表第二の二（第5条、第6条及び第18条関係）

財 務 諸 表 様 式

[様式第1～様式第3 略]

様式第4

個 別 注 記 表

22 [同左]

23 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

(1) 当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

(2) 前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

[新設]

24 その他の注記は、3から23までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

[様式第5 同左]

様式第6

関係会社投資明細表

事業者名 _____
年 月 日から
年 月 日まで

[表同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

8 前2号の規定は、関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）について準用する。

[9～11 同左]

[様式第7～様式第18 同左]

別表第二の二（第5条、第6条及び第18条関係）

財 務 諸 表 様 式

[様式第1～様式第3 同左]

様式第4

個 別 注 記 表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

[1 ～ 4 略]

5 会計上の見積りに関する注記

6 ～ 22 [略]

(記載上の注意)

1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。

- (1) 会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表 1、5、6、8、9及び11から19までに掲げる事項
- (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、5、6、15及び19に掲げる事項
- (3) 会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 15に掲げる事項
- (4) 持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1、5、6及び8から19までに掲げる事項

[2 ・ 3 略]

4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

[(1) ～ (3) 略]

- (4) 収益及び費用の計上基準（事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。）

[(5) 略]

[5 ・ 6 略]

7 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- (2) 当該事業年度に係る計算書類の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

8 ～ 11 [略]

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

[1 ～ 4 同左]

[新設]

5 ～ 21 [同左]

(記載上の注意)

1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。

- (1) 会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（同条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表 1、5、7、8及び10から18までに掲げる事項
- (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、5、14及び18に掲げる事項
- (3) 会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 14に掲げる事項
- (4) 持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1、5及び7から18までに掲げる事項

[2 ・ 3 同左]

4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

[(1) ～ (3) 同左]

- (4) 収益及び費用の計上基準

[(5) 同左]

[5 ・ 6 同左]

[新設]

7 ～ 10 [同左]

12 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

(5) 〔略〕

13～17 〔略〕

18 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第19号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

〔ア～ウ 略〕

〔(2)～(8) 略〕

19 〔略〕

20 〔略〕

21 〔略〕

22 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第55号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

23 〔略〕

24 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が4に掲げる注記すべき事項と同一であるときは、次に掲げる事項の注記を要しない。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事業の注記を要しない。）

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事業の注記を要しない。）

11 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

〔(1)～(3) 同左〕

〔新設〕

(4) 〔同左〕

12～16 〔同左〕

17 関連当事者（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

〔ア～ウ 同左〕

〔(2)～(8) 同左〕

18 〔同左〕

19 〔同左〕

20 〔同左〕

21 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

22 〔同左〕

23 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

(1) 当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

(2) 前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

〔新設〕

<u>25</u> その他の注記は、3 から<u>24</u>までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。	<u>24</u> その他の注記は、3 から<u>23</u>までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。
備考 表中「」の記載及び対象規定の「」重下線を付した標記部分を除く全体にわたって適用は共通である。	

附 則

（施行期 日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の電気通信事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る財務諸表から適用する。